

甲賀広域行政組合事務部局における女性職員の活躍推進に関する特定事業主 行動計画（後期計画）

令和3年3月31日

甲賀広域行政組合管理者

甲賀広域行政組合事務部局における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、甲賀広域行政組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間としています。平成28年3月31日に5年間の前期計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）を策定し、計画推進してきました。

今回、後期計画として令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に
ける計画を策定します。ただし、期間内に本計画の変更が必要な場合は、適宜見直し
を行います。

2. 計画推進

総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標
の達成状況等について検証し、計画を推進します。

3. 数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特
定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基
づき、状況を把握し、数値目標を設定するための分析を行いました。

現在、事務部局は、総務関係7人（うち女性職員1人）、衛生関係32人（うち女性
職員0人）で構成されており、また、退職不補充及び民間委託への切り替えをすす
めていることから、新たな職員採用がない状況です。

これらのことから、後期計画では、男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加を
促進することにより、女性の職業生活における活躍を推進するため、次のとおり目
標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

目標：令和7年度末までに男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休 暇取得率を100%にする。
--

4. 目標達成に向けた取組

(1) 制度周知・取得促進

父親となる職員が、妻の出産前後の期間において、子どもを持つことに対する喜び
を実感するとともに出産後の配偶者を支援できるようにするため、配偶者出産休暇、
育児参加のための休暇、育児休業等の制度を周知するとともに取得を促進します。

(2) 所属長・周囲職員の取組

所属長は、父親となる職員に対して、子育てに関する休暇等の制度の説明を行うな
ど、取得しやすい環境づくりに努めるものとします。周囲の職員も、男性職員が子育
てに関する休暇等を取得しやすい雰囲気醸成に努めるものとします。

以上